

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
▶13					▶13
▶14					▶14
▶15					▶15
▶16					▶16
40 ▶17	6-04-10	振込	750,000	ツトリケン ケンギカイ	▶17
▶18					▶18
70 ▶19	6-07-10	振込	750,000	ツトリケン ケンギカイ	▶19
▶20					▶20
▶21					▶21
▶22					▶22
▶23					▶23
▶24					▶24

◎ 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。

◎ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

402

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	お取扱金庫・店番・機番通番								
06 04 26	[REDACTED]								
カード発行金融機関-店番-口座番号									
[REDACTED]									
お取引金額	万円券	五千円券	千円券	500円	100円	50円			
お取引内容	お引出					二千円券	10円	5円	1円
清算回数 込手数料	¥0 通帳員					お取引金額			
時刻	10:25					¥100,000*			
説明コード	[REDACTED]					お取引後残高			

ご
案
内

ウチタタカック様

0859578882

裏面もご一読下さい。

501

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	お取扱金庫・店番・機番通番								
06 05 22	[REDACTED]								
カード発行金融機関-店番-口座番号									
[REDACTED]									
お取引金額	万円券	五千円券	千円券	500円	100円	50円			
お取引内容	お引出					二千円券	10円	5円	1円
清算回数 込手数料	¥0 通帳員					お取引金額			
時刻	11:53					¥100,000*			
説明コード	[REDACTED]					お取引後残高			

ご
案
内

ウチタタカック様

0859578882

裏面もご一読下さい。

601

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	お取扱金庫・店番・機番通番								
06 06 26	[REDACTED]								
カード発行金融機関-店番-口座番号									
[REDACTED]									
お取引金額	万円券	五千円券	千円券	500円	100円	50円			
お取引内容	お引出					二千円券	10円	5円	1円
清算回数 込手数料	¥0 通帳員					お取引金額			
時刻	11:15					¥100,000*			
説明コード	[REDACTED]					お取引後残高			

ご
案
内

ウチタタカック様

0859578882

裏面もご一読下さい。

702

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	お取扱金庫・店番・機番通番								
06 07 23	[REDACTED]								
カード発行金融機関-店番-口座番号									
[REDACTED]									
お取引金額	万円券	五千円券	千円券	500円	100円	50円			
お取引内容	お引出					二千円券	10円	5円	1円
清算回数 込手数料	¥0 通帳員					お取引金額			
時刻	10:25					¥100,000*			
説明コード	[REDACTED]					お取引後残高			

ご
案
内

ウチタタカック様

0859578882

裏面もご一読下さい。

801

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	お取扱金庫・店番・機番通番								
06 08 27	[REDACTED]								
カード発行金融機関-店番-口座番号									
[REDACTED]									
お取引金額	万円券	五千円券	千円券	500円	100円	50円			
お取引内容	お引出					二千円券	10円	5円	1円
清算回数 込手数料	¥0 通帳員					お取引金額			
時刻	09:35					¥100,000*			
説明コード	[REDACTED]					お取引後残高			

ご
案
内

0859578882

裏面もご一読下さい。

〒 683-0853
米子市両三柳2485

2024年09月05日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社中海テレビ放送
〒683-0852 鳥取県米子市河崎610番地
TEL (0859)29-2211 FAX (0859)29-2212

お客様No. [REDACTED]

領収金額 11,490 円

入金日	内訳	金額	備考
2024/04/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2024年03月分月払
2024/04/10	ひかりギガMAX (インターネット)	6,820 円	2024年03月分月払
2024/04/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2024年02月分月払
2024/04/10	エポータルサービス料	2 円	2024年02月分月払
2024/04/10	au以外への通話料	123 円	2024年02月分月払
2024/04/10	発信番号表示利用料	440 円	2024年02月分月払
2024/04/10	着信転送利用料	550 円	2024年02月分月払
2024/04/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2024年02月分月払
2024/04/10	エポータルサービス料	2 円	2024年02月分月払
2024/04/10	請求明細書発行手数料	77 円	2024年03月分月払
2024/04/10	トリプル割	-1,980 円	
合計		11,490 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。
上記の料金を領収致しました。
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〒 683-0853
米子市両三柳 2 4 8 5

2024年09月05日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社中海テレビ放送
〒683-0852 鳥取県米子市河崎610番地
TEL (0859)29-2211 FAX(0859)29-2212

お客様No. [REDACTED]

領収金額 11,535 円

入金日	内訳	金額	備考
2024/06/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2024年05月分月払
2024/06/10	ひかりギガMAX (インターネット)	6,820 円	2024年05月分月払
2024/06/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2024年04月分月払
2024/06/10	エバーサマーサービス料	2 円	2024年04月分月払
2024/06/10	au以外への通話料	158 円	2024年04月分月払
2024/06/10	発信番号表示利用料	440 円	2024年04月分月払
2024/06/10	着信転送利用料	550 円	2024年04月分月払
2024/06/10	電話リレーサービス料	1 円	2024年04月分月払
2024/06/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2024年04月分月払
2024/06/10	エバーサマーサービス料	2 円	2024年04月分月払
2024/06/10	国内通話料	8 円	2024年04月分月払
2024/06/10	電話リレーサービス料	1 円	2024年04月分月払
2024/06/10	請求明細書発行手数料	77 円	2024年05月分月払
2024/06/10	トリプル割	-1,980 円	
合計		11,535 円	

【お知らせ】

平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。
上記の料金を領収致しました。
今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

703

〒 683-0853
米子市両三柳 2 4 8 5

2024年09月05日

内田 隆嗣 様

収入印紙

領収書

株式会社**中海テレビ放送**
〒683-0852 鳥取県米子市河崎610番地
TEL (0859)29-2211 FAX(0859)29-2212



お客様No. [Redacted]

領収金額 11,386 円

入金日	内 訳	金 額	備 考
2024/07/10	デジタルミニコース (TV)	2,530 円	2024年06月分月払
2024/07/10	ひかりギガMAX (インターネット)	6,820 円	2024年06月分月払
2024/07/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-8882)	1,463 円	2024年05月分月払
2024/07/10	エバーサルスーパス料	2 円	2024年05月分月払
2024/07/10	au以外への通話料	17 円	2024年05月分月払
2024/07/10	発信番号表示利用料	440 円	2024年05月分月払
2024/07/10	着信転送利用料	550 円	2024年05月分月払
2024/07/10	電話リレーサービス料	1 円	2024年05月分月払
2024/07/10	ケーブルプラス電話基本料(****-**-7026)	1,463 円	2024年05月分月払
2024/07/10	エバーサルスーパス料	2 円	2024年05月分月払
2024/07/10	電話リレーサービス料	1 円	2024年05月分月払
2024/07/10	請求明細書発行手数料	77 円	2024年06月分月払
2024/07/10	トリプル割	-1,980 円	
合 計		11,386 円	

【お知らせ】
 平素より御利用いただきまして、誠にありがとうございます。
 上記の料金を領収致しました。
 今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

804

領収書

内田 隆嗣 様

[別納引受] 区内特別特待(定)BC
062 9,204通 ¥570,648

小計 ¥570,648

郵便物引受合計通数 9,204通
課税計(10%) ¥570,648
(内消費税等(10%)) ¥51,877
非課税計 円

合計 ¥570,648
お預り金額 ¥580,000
おつり 円9,352

印紙税申告納付につき趣旨
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年8月27日 15:46
発行No. 240827A7741 端W75箱70
連絡先: 米子郵便局
TEL: 0570-943-754

領収書

803

令和6年8月26日

内田 隆嗣 様



★ ¥ 363,000 -

但し印刷代として
上記の通り確かに領収しました

内訳(税率10%)	
税抜金額	330,000 円
消費税額	33,000 円

係 印

- 現金
- 小切手
- 手形
- 振込
- 相殺



有限会社 米子プリント社
登録番号: T2270002007535
代表取締役 難波弘貴
鳥取県米子市旗ヶ崎2218番地 TEL 0859-22-2155

係印なきものは無効とします。

米子市の小・中・高等学校における、体育館の熱中症対策について

総務教育常任委員会
(令和6年8月21日)

内田 公立学校施設や市町村立学校施設の教育環境整備に関して、防災機能強化などの成果が報告されています。その課題として、予算が限られているため、優先順位をつけてしっかり進めていく必要があると記載されています。

近年、夏場の熱中症対策が非常に重要となっており、特に体育館の空調が大きな問題で、小・中学校においては、なかなか整備が進んでいない現状があります。他府県では、有利な財源を活用して来年や再来年に整備を進めようとしています。その財源とは、**緊急防災減災事業の事業債で、70%が国から交付税措置**されています。7割も交付税措置がされるにもかかわらず、その財源を活用して事業化している自治体が非常に少ない状況です。現状では、県も含めて活用していません。もし財源の問題で予算が限られているから進められないのであれば、この有利な財源を使って一気に整備を進めるべきだと思います。以前の耐震補強の際にも、かなり頑張って進めたではありませんか。財源は来年までしか使えないのです。この事業が使えるのは意外と知られていないのではないのでしょうか。

この財源を利用するためには、避難所に指定されている必要がありますが、小・中学校や高校はほとんどが避難所に指定されています。それを利用してエアコンの改修をぜひ市町村と協力して進めていただきたいと思います。

この事業は70%が国から交付税措置されるため、県が10%から15%程度上乗せ負担をするだけで、多くの自治体が取り組むと思います。来年度の予算要求に向けて、ぜひ市町村と話し合い、しっかりと推し進めていただきたいと思います。

近年の夏場の体育館は非常に暑く、窓を開けても暑さが和らぎません。また、**災害時の避難所として体育館が利用されるため、災害対策としても重要です**。教育行政という観点だけでなく、さまざまな面から有利な財源を活用して進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

教育長 交付税の詳細については、私もまだ承知しておりませんが、少し研究させていただきます。もし本当にそのような有利な財源があるのであれば、市町村を含めてほとんどの小・中学校が避難所に指定されていますし、二次的避難所として県立高校が指定されているという流れもありますので、その財源が活用できるかどうか、しっかりと研究してみたいと思います。

内田 具体的にこの財源を使って整備している市町村を私は知っていますので、その事例もお伝えします。緊急防災減災事業というものです。令和5年度の事業費は5,000億円と、非常に有利な財源ですので、研究ということで今は了承しますが、他の都道府県の市町村が進める中で、これを知らずに整備が遅れることがあれば、鳥取県の子どもの教育環境整備が遅れてしまうことは見過ごせませんので、しっかりと研究して検討してください。

教育長 はい。

⑦ 緊急防災・減災事業

○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業
(事業期間は令和7年度まで)

1. 対象事業 ※事業費 5,000億円(令和5年度)

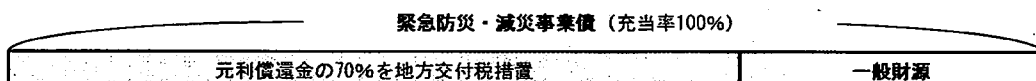
- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備 (非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など)
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築 (防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など)
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等 (広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署等の増設、消防車両等の整備 など)
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 令和5年度は、新たに社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援及び消防本部への水中ドローンの配備を対象事業に追加
※ 特定地域の復興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金(離島活性化交付金等)を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置



建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と賃借人 内田たかつぐ事務所 代表
内田隆嗣 (以下「乙」という) は、甲が所有する建物の賃貸借について、次の
とおり契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

甲は、乙に対し、下記の建物 (以下「本件物件」という) を次条以下の条件
で賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所在 鳥取県米子市両三柳2485番地
家屋番号 2485番の居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階85 [REDACTED] 2階65.00m²
84.50m²

第2条 (賃貸借期間)

- 1 賃貸借の期間は、令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間
する。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 賃貸借契約満了日の1ヶ月前までに乙から解約の申入れがない場合、自動
更新する。

第3条 (使用目的)

乙は、本件建物を議員事務所として使用し、その他の目的に使用してはならない。

第4条 (賃料)

- 1 賃料は、1ヶ月金100,000円とし、乙は甲に対し、毎月末日までに当
月分を、甲名義の口座 ([REDACTED]) に振り
込んで支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の
家賃との比較等により不相当となった時は、甲は、契約期間中であっても、賃料
の増額の請求をすることができる。

第5条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による承諾を事前に得ない限り、次の各号に掲げる行為をしては
ならない。

- 1 本件建物の賃借権を譲渡し又は本件建物を転貸すること
- 2 本件建物の増改築、改造、模様替え、造作の設置、改廃業等を行うこと

- 3 本件建物内又は本件建物の敷地内において動物を飼育すること
- 4 本件建物内又は本件建物の敷地内に爆発物などの危険物を搬入すること

第6条 (修繕)

1 甲は、次に掲げる修繕を除き、乙が本件建物を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

・電球・蛍光灯・ヒューズ・給排水栓の取替え、その他費用が軽微な修繕

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 費用の負担につき、疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第7条 (契約解除)

乙が次のいずれかの事由に該当したときは、甲は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。

- 1 2ヶ月分以上賃料の支払いを怠ったとき
- 2 第3条 (使用目的) の使用目的を遵守しなかったとき
- 3 第5条 (禁止事項) 各号の規定に違反したとき
- 4 その他本契約に違反し、甲乙間の信頼関係を破壊したとき

第8条 (明渡し)

甲は、期間満了、契約解除等により本契約が終了する日までに、本件建物を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本件建物の損耗を除き、本件建物を現状回復しなければならない。

第9条 (造作買取請求権の放棄)

乙は、本契約が終了した場合といえども、一切の造作買取請求権を甲に対して行使することができない。

第10条 (解約申入れ)

乙が、契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙は、その3ヶ月前までに甲に対しその旨を通知するものとする。ただし、乙が賃料の3ヶ月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

第11条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意する。

第12条 (協議)

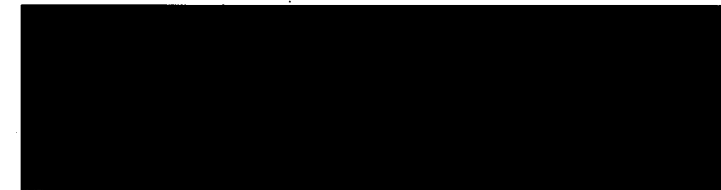
甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合には、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年5月1日

貸貸人 (甲) 住所
氏名

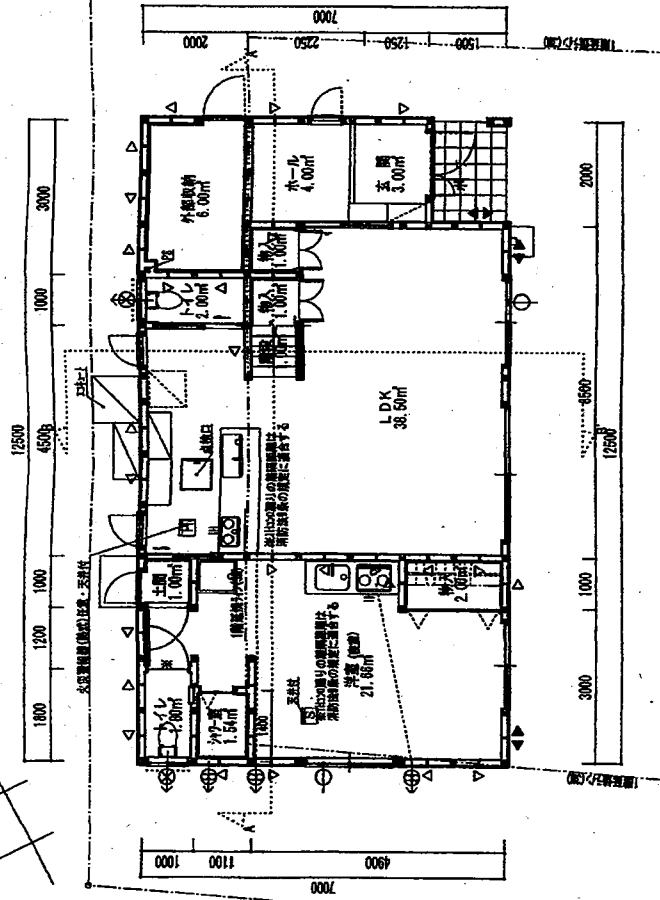
貸借人 (乙) 住所
氏名



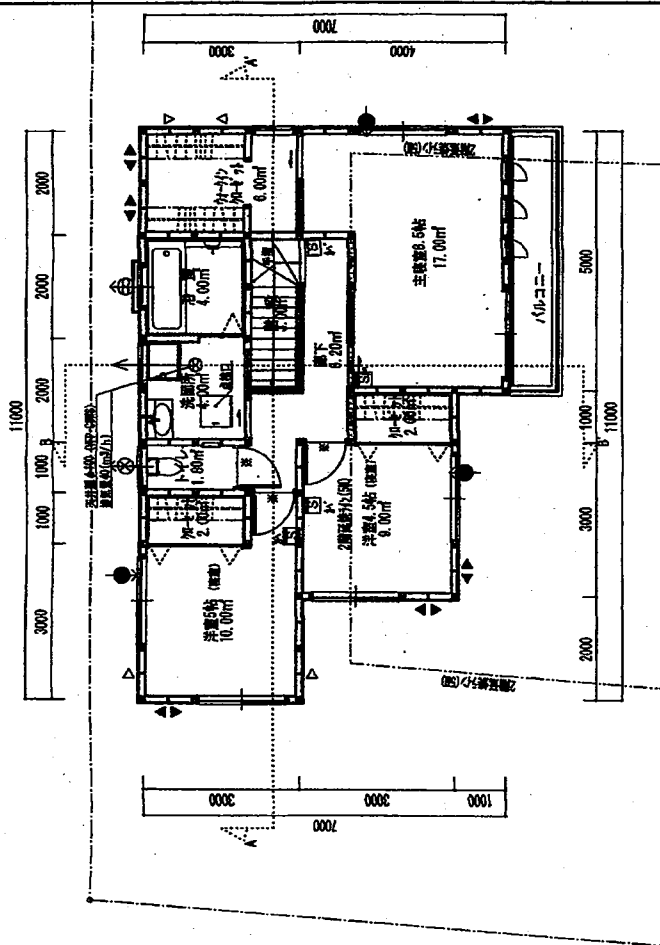
米子市八幡 662-2

内田 隆嗣





1階



2階

外壁：防火付イガ15mm
 P030-BE-9201
 屋根：陶器瓦4寸勾配

事務所として使用する1階9種変更を按分計上
 100,000円 x 84.5 / 149.5 号 56,521円

●火気使用箇の内装耐震
 天井：石膏ボード 厚12.5
 クロス張り 厚12.5
 壁：耐水石膏ボード 厚12.5
 打込ボード 厚17.5
 石膏ボード 厚17.5
 クロス張り 厚17.5

換気計算対象外
 シャワー室、外廊等、換入
 加イ外、加イ加イ外、浴室

※ アンダーカートのある開口
 ※ 換気設備にあたる開口は1.5m以上の開口を有するものとする。
 ※ 換気設備にあたる開口は1.5m以上の開口を有するものとする。
 ※ 換気設備にあたる開口は1.5m以上の開口を有するものとする。
 ※ 換気設備にあたる開口は1.5m以上の開口を有するものとする。

項目	1階	2階	合計
床面積	84.50	65.00	149.50
工事面積			

アールホーム
 探します安心の家
 株式会社アールホーム
 二級建築士事務所
 株式会社アールホーム
 二級建築士事務所

図面名称 平面図
 設計図
 縮尺 1/100
 日付

